

## 健康保険被扶養者資格確認調査についてのQ & A

### Q1 なぜ被扶養者資格確認調査を行うのですか？

A 被扶養者として該当しないはずの方が、届出洩れにより被扶養者として認定され続けていたケースなどが見受けられます。また、届出洩れを防ぐだけでなく、厚生労働省の指導もあり、扶養家族の現在の状況が扶養条件に合っているか否かを再確認する必要があります。本来該当しない方が被扶養者のままになっていることは、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げにもつながりかねません。上記のような理由により、被扶養者現況確認を行っております。

### Q2 「健康保険被扶養者確認届」を提出しないとどうなりますか？

A 被扶養者資格の確認ができませんので、被扶養者としての資格が無効となってしまいます。「健康保険被扶養者確認届」は必ず提出してください。

### Q3 「健康保険被扶養者確認届」の対象者はどのような人ですか？

A 令和6年3月31日時点で被扶養者として認定されており、個人番号を利用した情報提供ネットワークシステム及び過去の資格確認状況を鑑み、当組合が確認書類の提出を必要と判断した方が対象となります（年間収入が130万円以上、60歳以上または障害厚生年金受給要件該当程度の障害がある場合は180万円以上の方・被保険者と同一世帯でない方・当組合で確認がとれない方など）。ただし、平成18年4月2日以降に生まれた方は除きます。

### Q4 別居の被扶養者がいる場合、送金（仕送り）証明書の添付が必要とのことですが、送金（仕送り）証明書とは、どのようなものを指すのでしょうか？

A 送金（仕送り）証明書と認められるのは、送金人名が被保険者、受取人名が被扶養者（確認対象者）の、「銀行の振込通知書」「通帳の振込人・振込先・金額の記載面」等、送金日、送金人、受取人、送金額が確認できるものです。手渡しによる送金、私製の送金証明書は、証明書として認められません。  
なお、令和6年7月から令和6年9月まで3ヵ月分の送金（仕送り）証明書の添付が必要です。紛失により添付できない月がある場合には、令和5年12月から令和6年6月までに行った送金（仕送り）証明書を紛失月の代わりに添付してください。

### Q5 被扶養者がいるのに「健康保険被扶養者確認届」が届きません。または記載されていません。「健康保険被扶養者確認届」に追加記入しますか？

A 「健康保険被扶養者確認届」は確認対象者のみに送付しております（Q3のA参照）。確認対象者でない方については追加記入の必要はありません。

### Q6 「健康保険被扶養者確認届」に記載されている氏名、生年月日、続柄が誤っている時は、どうしたらいいですか？

A 「健康保険被扶養者確認届」では訂正できません。被保険者は各種訂正届で、被扶養者は「被扶養者（異動）届」で訂正の手続きが必要になります。届は事業所経由で（任意継続被保険者は当組合へ直接）行ってください。なお、届には、対象者の「健康保険被保険者証」を添付してください。

**Q7** 就職した子どもの名前が「健康保険被扶養者確認届」に記載されています。どうしたらいいですか？

A 被扶養者抹消の手続きが必要です。  
「健康保険被扶養者確認届」の抹消する方の「被扶養者から抹消するとき」欄の「抹消」にチェック「」を記入してください。また別途、事業所経由で「被扶養者(異動)届」による被扶養者抹消の手続きが必要です。なお、届には対象者の「健康保険被保険者証」を添付してください。

(任意継続被保険者の場合)

「健康保険被扶養者確認届」の表題「異動届(抹消)」に丸囲いしてください。抹消する方の「被扶養者から抹消するとき」欄に「抹消日」を記入し、「健康保険被扶養者確認届」に対象者の「健康保険被保険者証」を添付のうえ、当組合に提出してください。

**Q8** 子どもが就職し、9月1日に「被扶養者(異動)届」による被扶養者抹消の届出をしたにも関わらず「健康保険被扶養者確認届」に名前が記載されています。どうしたらいいですか？

A 「健康保険被扶養者確認届」は令和6年8月31日時点のデータで作成しております。既に「被扶養者(異動)届」で抹消の手続きが完了している場合は、お手数ですが、「健康保険被扶養者確認届」の該当者氏名を二重線で抹消してください。

**Q9** 既に被保険者が退職している時や、「健康保険被扶養者確認届」に記載されている被扶養者全員の抹消手続きが完了している場合、「健康保険被扶養者確認届」を提出する必要はありますか？

A 「健康保険被扶養者確認届」は令和6年8月末時点のデータで作成しております。被保険者の資格喪失、または記載された被扶養者全員の抹消手続きが完了している場合は、「健康保険被扶養者確認届」の提出は不要です。

**Q10** 子どもの出生や妻の退職により、新たに被扶養者の追加をしたいのですが、まだ申請をしていません。「健康保険被扶養者確認届」に追加記入してもいいですか？

A 「健康保険被扶養者確認届」では被扶養者追加の手続きはできません。「健康保険被扶養者確認届」へは記入せず、従来どおり事業所経由で(任意継続被保険者は当組合へ直接)「被扶養者(異動)届」および添付書類の提出が必要となります。

**Q11** 「被扶養者の職業」欄は、どのように記入すればいいですか？

A 無職の場合は、「無職」、有職の場合は「パート」「アルバイト」「自営業」など、また学生の場合は「大学生」「専門学校生」などと記入してください。無職であっても、公的年金の収入がある場合は、「年金受給」と記入してください。

**Q12 「被扶養者の年収」欄は、どのように記入すればいいですか？**

A 被扶養者の年収は、現時点で将来に向かって受けるであろう年間予定収入額になります。1年を超えない有期契約などの場合であっても、年間ベースに換算して計算します。

**Q13 「被扶養者の年収」欄に含まれる収入はどのようなものですか？**

A 収入とは、給与収入・年金収入・利子収入・事業所得・傷病手当金・出産手当金・失業給付・不動産賃貸など将来に向けて発生し、継続性を有する全ての収入をいいます。退職金（一時金として受け取る場合）、不動産の売却による収入、遺産相続による収入などは一時的な収入であるため収入に含めません。

**Q14 被扶養者の収入が認定基準額の上限の130万円（60歳以上あるいは一定の障害のある方は180万円）以上ですが、どうしたらいいですか？**

A 被扶養者から抹消していただく必要があります。手続き方法につきましては、「Q7のA」をご覧ください。  
※就業先の人手不足や繁忙期等により一時的に勤務時間が増加したことで、上限額以上になる場合、事業主がその旨を証明することで引き続き被扶養者として継続加入できる可能性があります。収入確認書類と共に事業主証明書をご提出ください。

**Q15 被扶養者の年収が130万円以上ですが、パート・アルバイトのため、収入が安定していない場合の被扶養者抹消日はいつになりますか？**

A 60歳未満の被扶養者の認定基準額は年間130万円未満です。1ヵ月平均にすると金額は108,333円になり、この金額を超える場合は認定基準外とみなして被扶養者と認められなくなります。よって、この金額を超えたときが被扶養者抹消日になります。税法上の期間は1月から12月になりますが、健康保険での年収は、年間予定収入額になりますので、税法上の年収とは異なります。

**Q16 年金収入には障害者年金・遺族年金・企業年金・恩給等も含まれますか？**

A 収入には、全ての年金が含まれます。含まれる収入の範囲は税法上と異なります。

**Q17 パート収入は、給与明細の総支給額（税金・交通費等を含む）か、手取り額（税金・交通費等を含まない）のどちらを記入するのですか？**

A パート・アルバイト・内職等の収入は、総支給額（税金・交通費等を含む）を記入してください。

**Q18 事業所得は、どの金額を記入すればいいですか？**

A 総収入から当組合が認める必要経費を差し引いた額をご記入ください。  
\* 当組合が認める必要経費  
・原材料費・仕入代・運送経費・水道光熱費・旅費交通費・通信費・修繕費・人件費

**Q19 被保険者と同居・別居の違いは何ですか？**

---

A 同居とは、被保険者と住居・家計を同じくしている状態(同一世帯)をいいます。住民票が同一の住所表記であっても、世帯分離(同一の住所に世帯主が複数)をしている場合は別居扱いとなります。

**Q20 「健康保険被扶養者確認届」に記載されている被扶養者の年齢は、いつの時点の年齢ですか？**

---

A 年齢の基準日は、令和6年8月31日です。

**Q21 「健康保険被扶養者確認届」を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？**

---

A 再発行いたします。事業所の健康保険事務担当者様を通して(任意継続被保険者は直接)、当組合までご連絡ください。